

「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」について

当院では薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医や保険薬局の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」を運用しています。

本プロトコルの運用にあたっては、プロトコルの趣旨や各項目の詳細について薬剤科担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。

本プロトコルの合意を希望される保険薬局は、当院薬剤科にお問い合わせください。